

## 議員提出第十号議案

### 地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など複雑化した多くの行政需要への対応が求められている。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面している。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針二〇二二」で、二〇二四年度まで、二〇二二年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、同水準を確保するとしている。しかし、新型コロナウイルス対策をはじめ、複雑・多様化する地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められている。

よって、国会及び政府におかれては、二〇二三年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、コロナ禍による行政需要なども考慮して、歳入・歳出を的確に見積もり、健全な地方財政の確立に向けて、次の措置を講じるよう強く求める。

一 社会保障、感染症対策、防災、脱炭素化対策、地域交通対策、人口減少対策、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

二 新型コロナウイルス対策に伴うワクチン接種体制の確保、全体的な保健所の体制・機能の強化に加え、低迷する地域経済の活性化対策まで踏まえた十分な財源措置を図ること。

三 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

四 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じる行政需要についても、人材・財源を含めて対応すること。

五 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている一兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

六 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。

七 森林環境譲与税の譲与基準については、地方公共団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

八 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

九 依然として前年度を超える財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。  
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年六月二十九日

大分県議会議長 御手洗 吉生

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
財務大臣	鈴木俊一殿
内閣府特命担当大臣（地方創生）	野田聖子殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	山際大志郎殿